

自治基本条例検討委員会 中間報告イメージ

平成 1 6 年 4 月

※検討の手順に沿って該当部分を挿入した内容になります。

中間報告にあたって

川崎市自治基本条例検討委員会では、2003年10月に、第1回委員会を開催以来、計8回の検討委員会を開催し、川崎市に相応しい自治基本条例のあり方について議論を重ねてきました。この中間報告書は、委員会におけるこれまでの検討の経過をまとめたもので、より広く多くの市民の皆さんに議論をしていただくための検討用資料です。報告書は、それぞれの項目ごとに、その基本的な考え方を記した「総括的意見」、そして、検討委員会で出された意見をまとめた「主な個別意見」で構成されています。まだまだ、検討途中での意見をまとめたものに過ぎず、その中身についてもより多角的な視点からの検討が必要ですし、ここに記されたこと以外にも検討すべき課題も多く残されていると思います。今後、多くの方々の意見を伺いながら、よりよい自治基本条例となるよう、検討を進めたいと思います。この報告書がひとつのきっかけとなって、自治基本条例のあり方、そして、私たちが求める自治のかたち、まちの有り様について、より広い議論が沸き起こることを期待しています。

2004年4月24・25日

川崎市自治基本条例検討委員会

目次

I 自治基本条例の必要性と意義	1
II 条例のつくり方・ポイント	3
1 条例のポイント	3
2 前文のポイント	3
III 条例の性格と位置づけ	4
1 条例の性格	4
IV 自治体って何？	4
1 自治とは？	4
(2 条例の意味)	5
3 市民とは？	5
V 自治体の組織の役割・責任	6
1 行政の役割・責任	6
2 議会の役割と責任	8
VI 自治体における市民・議会・行政の関係	9
1 市民と行政の関係とは？	10
2 市民と議会の関係とは？	11
3 議会と行政の関係とは？	12
VII 区のあり方	12
1 区役所の位置づけ、あるべき姿	12
2 区役所を機能させる仕組み	13
3 7つの区のあり方	13
VIII 自治とコミュニティ/市民活動の推進	14
1 自治とコミュニティ	14
2 市民活動の推進	15
IX 制度・装置	15
1 評価制度	16
2 情報公開制度	16
3 住民投票制度	17
4 財政運営	17
5 住民救済制度	18
6 広聴制度	18
X 条例の見直し規定	19
1 条例の見直し規定	19
XI 条例の実効性を高める仕組み・ルール	19
1 条例の実効性を高める仕組み・ルール	19

I 自治基本条例の必要性和意義

総括的意見

- 私たちは、市民・議会・行政の関係を定義し、市条例の根幹となる川崎市独自の条例として、さらに市民に身近な指針として自治基本条例を定めることが大きな変革への一歩であると考えており、具体的な必要性和意義を次のとおり考えています。
- 自治基本条例で行政運営の基本的ルールが規定されることで、行政、職員の意識が変わり、市民意見が反映された、開かれた行政運営が可能になると同時に、行政の応答性が高まります。また、市民参加・協働の基本原則とともに、具体的な制度・仕組みが規定されることで、市民と行政の協働による課題解決が行われるようになります。
- 自治基本条例で、市民を代表する議会、議員の役割と責務を一層明らかにすることで、市民に開かれた身近な議会となり、市民の議会への関心が高まることが期待されます。
- 行政の政策決定・執行のスタイルが変わることによって、また、市民の権利と義務が明確化されることによって、市民の主体性、そして「自分のまち」であるという意識が育まれ、考えて行動する自立した市民が生まれ、市民生活の身近な課題を自分たちで解決する自治する仕組みが構築されます。
- 条例を市民のための活きた道具として使っていくには、市民側も条例で何が変わるという受身的な発想でなく、市民が条例を使って何を変えていくのか、何がしたいのかという意識を持つ必要があります。
- 議会、市役所、区役所と市民の役割が明確になり、徐々にではあるかもしれませんが、市民・コミュニティ、議会、行政（区、市、県、国）といった各主体が変わっていくことが期待されます。

主な個別意見

- ・市民-議会-行政の関係性を改めて考えるきっかけとして、またその関係性が見えるようにするために必要である。
- ・市民生活の課題を解決するために必要である。
- ・市民・コミュニティ、行政（区、市、県、国）、議会が変わり、行政主体のまちづくりが進められるために必要である。
- ・市民の主体性、そして「自分のまち」であるという意識を育み、暮らしたいまちをつかっていく、そして市民が公共を担っていくために必要である。
- ・市民の権利と義務を明確にするために必要である。
- ・実際に使える条例として、市民の参加が認められるような仕組みを規定するものとして必要である。

- ・市条例の根幹となる川崎市独自の条例として、さらに市民に身近な指針として必要である。
- ・条例で何が変わるという発想でなく、市民が条例を使って何を変えていくのか、何がしたいのかが重要である。
- ・自治基本条例は変革へのきっかけとして必要である。
- ・自治基本条例は、徐々に効果が現れてくるものである。
- ・市民の意向が反映される自治が実現される。
- ・市役所、区役所、議会と市民の役割が明確になり、各主体が責任ある行動をとるようになる。
- ・行政運営の基本的ルールが規定され、市民の意見を反映された行政となる。
- ・市民意識が変化し、言いつばなしでなく、考えて行動する市民が生まれる。
- ・自治意識、参加意識、連帯意識が醸成される。
- ・行政、行政職員の意識が変わり、快適な市民生活を送ることができるようになる。
- ・新しい公共の考え方に基つき、市民と行政の協働による課題解決が行われる。
- ・議会、議員の意識が変わり、市民が選挙に関心を持つようになる。
- ・行政の情報公開が進展するとともに、行政の応答性が高まる。

II 条例のつくり方・ポイント

1 条例のポイント

総括的意見

- 自治の根幹を定める自治基本条例は、市民にとって分かりやすいものとし、市民が生活の中でそのメリットを実感できるような条例とすることが必要です。

主な個別意見

- ・市民に分かりやすい条例にするため、条文は少なく、横文字は使わない。
- ・現在の行政の枠組みをはずした大胆な内容とする。
- ・時代の変化に対応していけるような条例にする。
- ・市民自治を目指した条例とする。
- ・市民がメリットを実感できる、市民が納得できる条例とする。
- ・川崎に基本条例があることが誇れる内容にする。
- ・他の自治基本条例に盛り込まれているもので重要なことも検討し、条例に規定する。

2 前文のポイント

総括的意見

- 自治基本条例には、その制定の背景や基本理念を明確にするため、前文をおくべきです。この前文で、市民自治、参加、川崎らしさなど条例の理念を明確な表現で定めることが必要です。
- 川崎らしさなど具体的な条例の理念については今後検討していく必要があります。

主な個別意見

- ・前文には川崎らしい理念、格調高い条例の理念を明確な表現で謳う。
 - ・理念としては、市民自治、郷土愛、公共心、参加などを盛り込む。
 - ・前文で何のための条例かを明らかにする
- 理念として、
- ・環境保全、農業を振興することで、潤いと活力ある持続可能な都市にすること
 - ・こどもを大切にし、みんなで教育を推進するまちにしていこう
 - ・子育てをみんなで行うまちにしていこう を盛り込む
- 川崎らしさとして
- ・川崎は細長く、近代工業都市から居住地まで様々な要素が存在すること
 - ・人、社会、自然等が豊かであること を盛り込む。
 - ・川崎らしさについて考える必要がある。
 - ・条例の理念について考える必要がある。

III 条例の性格と位置づけ

1 条例の性格

総括的意見

- 自治基本条例は、地方分権の時代における市民、議会、行政のあり方やそれぞれの関係あるいは自治体運営の基本原則などを市民自らが確認し、策定する自治体の憲法としての位置づけを明確にし、他の条例・規則は、自治基本条例と整合性を保つよう規定することが必要です。
- 条例の名称、最高規範性の担保方策については、今後検討する必要があります。

主な個別意見

- ・ 分権時代の最高規範、自治体の憲法としての役割を明確にする。
- ・ 他の条例・規則は基本条例と整合性をとるべき。
- ・ 実行性が担保できるような、市の基本的な考え方を定める。
- ・ 市民、行政、議会を対象とした条例にすべき。
- ・ 行政の手続を定める。
- ・ 基本条例の範囲・対象を考える必要がある。
- ・ 自治体の憲法、最高法規の意味について考える必要がある。
- ・ 自治基本条例の名称について考える必要がある。

IV 自治体って何？

1 自治とは？

総括的意見

- 私たちが考える自治とは、「市民生活が優先され、市民が主役のまちであること」、「市民が自ら責任を持ち、決め、実践していくこと、つまり“自ら治める”こと」です。
- この自治を実現するためには、市民と行政がその責務を果たしながら、協働して地域づくりを進めていくことが不可欠です。このためには、身近な問題を市民が主体的に解決できる仕組みを構築する必要があります。
- 地方分権の時代において、川崎市は基礎的自治体として、国・県と対等な立場で行政を運営していくことが求められます。
- 自治するまちのイメージを共有化しながら、実際の自治する仕組みについて今後検討していく必要があります。

主な個別意見

- ・市民生活が優先され、市民が主役のまちであること。
- ・市民が自ら責任を持ち、決め、実践していくこと、つまり“自ら治める”ことが自治である。
- ・自治する市民を創出していくこと。
- ・市民と行政が共同体として機能する、パートナーシップの地域づくりが自治である。
- ・市民の身近な問題を解決できる主体的な仕組みが必要である。
- ・市民として誇りが持てること
- ・他から干渉されない自立した自治体となるべき。
- ・自治基本条例の名称について考える必要がある。
- ・自治するまちのイメージは何か。
- ・たくさんの人々が同時に中心になれるのか

(2 条例の意味)

総括的意見

- 長引く景気低迷の中で地方財政は危機的状況にあり、川崎市も例外ではありません。こうした一方で、公共的な活動を担う市民が増加している状況にあります。
- こうした点を踏まえた上で、新しい自治体と市民のあり方を検討し、条例で何ができるのか、また、これに伴う財政負担について考えていく必要があります。

主な個別意見

- ・条例で何ができるのかを明確にすべき。
- ・条例によるコスト増への配慮が必要である。

3 市民とは？

- ・市民の定義

総括的意見

- 市内には、選挙権を持つ人、持たない人、そして、高齢者、障害者、外国人など、様々な人々が暮らし、働き、学び、そして活動しています。また、様々な法人や団体が、事業を営み、市民活動を行っています。
- 基本的人権、平等性とともに、条例で規定する権利義務を考慮しながら、条例の適用範囲や具体的な市民の定義を今後検討していく必要があります。

・市民の権利と義務

総括的意見

- 権利と義務は表裏一体のものであることを考慮し、市民の権利と義務の両方を明確に規定する必要があります。
- 具体的な権利義務の内容、その規定の方法などについては今後検討していく必要があります。

主な個別意見

- ・市民の範囲をどのように定義するか検討すべき。
- ・市民を考える上では、基本的人権、平等などという視点が重要である。
- ・外国人、子ども、高齢者、障害者、法人、従業者など多様な市民を位置づけるべき。
- ・権利と義務を明確化する必要があり、中身は表裏一体である。
- ・具体的な市民の権利義務について検討すべき。
- ・外国人の地方参政権について、どのように考えるのか。

V 自治体の組織の役割・責任

1 行政の役割・責任

(1) 行政（自治体の位置づけ）

総括的意見

- 地方分権改革によって、自治体は国の出先機関ではなく、地域住民の代表としての位置づけが明確にされました。こうしたことを踏まえ、自治体は市民の信託に基づくものであるという原則を規定し、これに基づいた運営がなされる必要があります。
- このために、自治体の長である市長はこれを意識して行政運営に携わり、そのリーダーシップに基づき、職員も市民に奉仕する必要があります。
- 具体的には、法令との関係なども考慮しながら、今後検討していく必要があります。

主な個別意見

- ・行政は市民の信託を受けた組織であり、市民の主体性を引き出す必要性がある。
- ・自治体の長である市長は市民を意識して行動するとともに、強力なリーダーシップを発揮すべき。
- ・自治法等に規定されている市長、副市長（助役）を自治基本条例で規定しなおす必要があるか検討すべき。
- ・行政内部での市長と職員の関係についても検討すべき。

(2) 行政の役割と責任

・行政の役割と責任

総括的意見

- 行政は施策の立案や執行機能を担っていますが、これらの遂行に当たっては、情報を開示し、市民に開かれたかたちであること、市民ニーズを的確に反映すること、公正かつ公平、そして効率的であることが求められています。
- 行政運営においては、協働を推進して、市民の主体性を引き出しながら市民生活をサポートすることが必要です。
- 行政は、市域の課題について、市民の立場にたって、県や国などと調整を行うとともに、広域連携機能も果たしていく必要があります。

主な個別意見

- ・市民ニーズを的確に反映して公正・公平に執行すべき。
- ・協働を推進し、問題の解決など市民生活のサポートを行うべき。
- ・施策の立案、執行を担う。
- ・市民の主体性を引き出すとともに、市民間の利害の調整を行う。
- ・県や国などとの調整機能、広域連携機能を担う。

・行政サービスのあり方

総括的意見

- 情報化の進展、市民ニーズの多様化に対応したかたちで、利便性が高く、総合的な行政サービスを提供するとともに、その手続の簡素化を図り、速やかな対応に努める必要があります。

主な個別意見

- ・総合的で、小回りの効く市民に分かりやすい行政サービスを構築する。
- ・行政手続の簡素化を図る。
- ・公共の福祉、市民の幸せ、安全の確保を追求し、市民生活を守る。

(3) 行政組織・職員のあり方

総括的意見

- 行政組織は、市民ニーズの多様化に対応できるように、総合的、かつ効率的である必要があります。
- 職員は、全体の奉仕者として、自治意識とプロ意識を持ちながら、職務を遂行する必要があります。こうした職員を育成していく必要があります。
- 行政組織の効率性、目標達成度などを評価するための制度・仕組みの検討が必要です。

主な個別意見

- ・縦割りでなく市民の多様なニーズに総合的に対応できる組織作りが必要である。
- ・効率化をはかり、最小の人員で業務を遂行する。
- ・市民自治に権限をもつ直轄機関を設立する。
- ・現場を重視すべきである。
- ・全体の奉仕者としての職員の責務を規定する。
- ・市民が主役という職員意識を醸成する。
- ・職員は、客観性を持つ（権力や好き嫌いで動かない）仕組みが必要である。
- ・専門能力を持った行政職員の育成が必要である。

2 議会の役割と責任

(1) 議会の役割と責任

総括的意見

- 地方分権の時代において、市民の信託に応える議会の役割がますます重要となっています。このため、議会は、市民を代表し、市民の声に耳を傾け、説明責任を果たしながら、団体意思の決定、行政の監視などの役割を果たす必要があります。
- 議員は、市民生活を優先するとともに、全市的な視点に立って活動する必要があります。
- こうした議会と議員の責務を規定する必要があります。

主な個別意見

- ・市民の代表者としての自治体の団体意思決定機関である。
- ・住民の信託に応え、市民の声に耳を傾け、説明責任を果たすべきである。
- ・行政運営の円滑化、透明性の確保、効率的・民主的運営のためのチェック機関である。
- ・市民生活を優先し、市政全体をみる目を持つべき。
- ・市民との対等な関係を位置づけ、議員責務を明記する。
- ・市民意見の調整機能を果たす。
- ・二元代表性からみて、議会と首長の関係をどのように考えるべきか(国における総理大臣と国会のように考えるのか)。

(2) 議会の運営

総括的意見

- 議会は、市民に開かれた、分かりやすい議事運営を行うとともに、市民のための立法を行うなど政策立案機能を強化する必要があります。
- 現行の議会運営を検証しながら、より市民の声が反映される仕組みを検討する必要があります。

主な個別意見

- ・議論を重視した運営を行うことで、議会を活性化し、分かりやすい、開かれた議会にする。
- ・市民の声を入れて、政策立案する必要性がある。
- ・議員立案を補助する体制（事務局強化、市民スタッフの採用）づくりを行う。
- ・議員の選挙区、定数の見直しが必要である。
- ・参議院のような第二議会の設置についてどのように考えるのか。
- ・議会運営で必要な仕組みとともに、その条例化の必要性の意味を検討すべき。

VI 自治体における市民・議会・行政の関係

総括的意見

- 自治の主役である市民、その信託を受けて設置されている自治体を構成する行政、議会は、相互の信頼関係を築き、それぞれの役割に応じて、力をあわせて暮らしやすいまちづくりに努める必要があります。

主な個別意見

- ・市民が主役、行政・議会はサポート役である。
- ・利害調整は議会、政策の可能性の検証、その執行は首長である。
- ・個々の役割の定義との整合性をどう図るか検討すべき。
- ・行政、議会はサポート役に過ぎないのか検討すべき。

1 市民と行政の関係とは？

(1) 市民と行政の役割分担、参加の考え方

総括的意見

- 市民が市政に参加する権利を保障した上で、市民と行政がそれぞれに果たすべき責務と役割を明確にし、相互に助け合い、協力するための仕組みとして協働のあり方を規定する必要があります。
- この中では、市民と行政が共通の認識をもって協働作業を推進していくこと、実効性をともなう参加のあり方などの基本的なルールを規定する必要があります。
- このルールにそったかたちで、計画、執行など各段階で行政運営に参加できる仕組みを構築することが必要です。
- 具体的な協働のルールや、市民と行政の役割分担のあり方については今後検討していく必要があります。

主な個別意見

- ・ 市民が主権者であり、対等な関係であるべき。
- ・ 行政と市民の役割を明確化する。
- ・ 共通の認識をもって、協働作業を推進する。
- ・ 形式的な参加の排除など行政側の協働のルールとともに、参加する市民のルールの必要性（双務契約）がある。
- ・ 市民の負担になり過ぎない、適度な関係性を維持すべき。
- ・ 行政はやり過ぎず、市民も動く、積極的な参加が必要である。
- ・ 計画、執行など各段階での参加が必要である。
- ・ 参加で決定された内容を行政は忠実に実行すべき。
- ・ 協働型事業、協議型計画策定の行政施策における位置づけを検討する必要がある。
- ・ 市民の参加、協働は有償にすべきか検討すべき。

(2) 市民参加を促す仕組み

総括的意見

- 市民参加を促す前提として、行政は積極的に情報を公開し、その共有を図っていくこと、また参加の結果としてどのような政策決定がなされたかについて、説明責任を果たす必要があります。
- 市民と行政の間には情報の格差が存在しており、この格差を解消する方法については今後検討していく必要があります。

主な個別意見

- ・参加、協働のルール、具体的な参加の仕組みを盛り込む。
- ・市民と行政の合意形成が必要であり、積極的に情報を公開し、共有する。
- ・できること、できないことの説明責任を果たす。
- ・市民に開かれた窓口が必要である。
- ・委員会、審議会への市民委員の採用、審議の公開が必要である。
- ・タウンミーティングなどの実施が必要である。
- ・参加と協働に関する評価の仕組みづくりが必要である。
- ・情報は行政が多く有しており、そこでの役割分担について検討すべき。

(3) 市民同士の合意形成

総括的意見

- 行政施策を計画し、実施していくには、市民間の合意形成が必要ですが、多様な市民、そして多様な価値観が存在している中で、市民間でいかに合意形成を行っていくかが課題であると考えられます。
- 市民間の合意形成手法については、参加、協働のルールとともに、検討していく必要があります。

主な個別意見

- ・市民間の合意形成のためにはどうすればよいのか。

2 市民と議会の関係とは？

(1) 市民と議会の関係

総括的意見

- 分権型社会において、市民の信託に基づき設置されている議会は、市民意見が反映される、市民に身近な存在であってほしいと思います。
- 様々な場面で議会や議員の活動を市民が知ることができる仕組みが必要です。

主な個別意見

- ・市民に身近な議会であるべき。
- ・市民が議会を監視できる仕組みが必要である。
- ・市民意見を反映すべき。
- ・公約を条例化（マニフェスト化）すべきか。
- ・議会のあり方を市民との関わりでどのように位置づけるか。

3 議会と行政の関係とは？

(1) 議会と行政のあり方

総括的意見

- 議会と行政については、地方自治法などで、その役割、機能、関係等が規定されていますが、市民にとってはその内容が理解しにくい面があります。このため、自治基本条例の中でも、議会、行政の役割を明確化し、両者が互いの役割を認識し、行動すべきことを明記する必要があります。

主な個別意見

- ・議会、行政の役割を明確化する必要がある。
- ・行政と議会は互いの役割を認識し、行動すべき。

VII 区のあり方

1 区役所の位置づけ、あるべき姿

総括的意見

- 行政組織の拡大や人口の増加にともない、市民の声が反映されにくい状況が生じていることから、補完性の原理を前提として、市役所（本庁）と区役所が役割分担するとともに、必要に応じて協力し、様々な課題を解決する仕組みが必要です。
- 区役所は、市民に最も身近な行政機関として、さらに市民自治の拠点として、区民に開かれた分かりやすい組織であることが必要です。
- 各区の地域特性に基づく独自性・自主性を発揮できるように、区の権限強化が必要です。

主な個別意見

- ・市が大きくなりすぎて、市民の声が反映されていない現状がある。
- ・補完性原理を前提として、「市」が担うべきことと、「区」が担うべきことを明確にし、行政組織の役割分担を進める。
- ・市役所と区役所が協力して課題解決に当たる仕組みが必要である。
- ・市役所は、2以上の地域の課題を検討・解決する役所である
- ・市役所は、全市的視点からのビジョン等を検討するところである。
- ・区役所は、市民に最も身近な行政機関として、さらに市民自治の拠点として、区民に開かれた、わかりやすい組織であるべき。
- ・区役所は、区民ニーズを反映した地域内分権を実現するために存在すると考えるべき。
- ・各区の地域文化、実情、特性に基づく独自性・自主性を発揮できるような権限強化（決定権限の拡大、予算要求権の付与等）が必要である。
- ・区民の自治意識、区民意識の高揚が必要である。
- ・外国人を含むすべての住民への情報提供拠点としての区役所であるべき。
- ・行政組織としての最適単位を考えるべき。

2 区役所を機能させる仕組み

総括的意見

- 身近な行政機関である区役所で、地域の課題を自主的に解決する仕組みをつくるため、企画調整機能や予算、組織等のあり方、あるいは区の課題について区民の代表が検討する区民会議の設置などについて、検討していく必要があります。

主な個別意見

- ・ 区レベルでの意思決定が行えるような企画調整機能を強化する
- ・ 部局の横断的調整機関としての区長（区）の権限を強化する
- ・ 区民参加・協働を推進するための組織を再編する。
- ・ 地域ニーズに応じた窓口業務を適正化・効率化する。
- ・ 地域の視点からの区の独自予算（事業）の確保、予算配分の適正化、予算権の段階的に委譲する。
- ・ 予算執行に対する評価（区ごとに）を行う必要がある。
- ・ 区の課題を検討する会議が必要である（→区民会議の設置）。
- ・ 区を横断したテーマ別区民会議（市民会議）の設置が必要である（→区を横断する会議の設置）。
- ・ 区限定条例制定の必要性について検討すべき。

3 7つの区のあり方

総括的意見

- 川崎市は南北に細長く、各区の地域特性はかなり異なっていることから、その特性に応じて、各区役所が独自性を発揮しながら、区政を運営していくことが求められています。
- 地域特性を活かした区政運営の推進と、市民サービスの享受などにおける7つの区の間での平等性（公平性）とのバランスをどのように取っていくべきかについては、今後検討していく必要があります。

主な個別意見

- ・ 7区で画一的な施策を進めるだけでなく、区の特性を活かした区政運営を推進すべき。
- ・ 行政事務の区単位での分節化が必要である。
- ・ 地域の特性を活かした区政運営の推進と、7区の間での平等性（公平性）をどのようにバランスを取っていくべきか検討する必要がある。

Ⅷ 自治とコミュニティ/市民活動の推進

1 自治とコミュニティ

(1) 新しいコミュニティのあり方

総括的意見

- 地域には町内会・自治会や、テーマ別に活動している市民活動団体など多様なコミュニティが存在し、地域社会において重要な役割を果たしています。
- こうしたコミュニティは、社会環境の変化に柔軟に対応していけるよう、民主的・公平な関係に基づき、参加する責任を自覚しながらも、市民だれもが気軽に参加できる形で運営される必要があります。
- 社会環境の変化に対応できる新しいコミュニティの具体像や自己統治のあり方については、現在の町内会・自治会とともに、テーマ別コミュニティといわれる市民活動が果たしている役割を検証した上で、検討していく必要があります。
- 中学校区、小学校区など適切なコミュニティの単位についても検討していきます。

主な個別意見

- ・新しいコミュニティのあり方を考える必要あり。その際には市民が気軽に参加でき、各コミュニティの民主的・公平な関係を構築する必要がある。
- ・自己統治に基づく新たなコミュニティ像を検討すべきである。
- ・最も身近な自治の単位として、町会組織を再編し、開かれたものとするべき。
- ・現在の町会は重要な役割を果たしているが、社会環境の変化に柔軟に対応していけるよう、町内会の再編、テーマ別コミュニティの構築を含め、新しいコミュニティのあり方を模索していく必要がある。
- ・新たなコミュニティのあり方とそこでの市民の役割について検討すべき。
- ・適切なコミュニティ単位について検討すべき。

2 市民活動の推進

(1) 市民活動の推進

総括的意見

- 暮らしやすい地域社会をかたちづくるためには、新しい公共の担い手である市民活動団体（町内会・自治会、NPOなどを含む。）による自立的な活動を推進していくことが重要となってきています。
- 行政との協働のあり方や行政からの財政支援、区レベル、地域レベルにおける場の確保、組織の立上げなどの支援策、委託のあり方等について検討する必要があります。
- 市民活動の推進は、行政の負担軽減を目的として、行われるものでないことを明確にすることが必要です。
- 市民活動と行政の関係、中間支援組織のあり方、税制をはじめとする市民活動支援の方策について、今後検討していく必要があります。

主な個別意見

- ・市民活動をコーディネートし、推進・活性化させる組織としての中間支援組織が必要である。
- ・企業・団体・市民のあり方を定義した上で、市民活動団体やNPOが果たす役割を明確にし、その活動を推進する仕組みづくりが必要である。
- ・市民活動を推進するための「人材」「場」「資金」の確保、情報提供・広報など支援が必要である。
- ・区レベル・地域レベルでのコミュニティ活動のための場の確保、財政支援など様々な支援策を検討する必要がある。
- ・単に行政負担を減らすだけでない、市民活動と行政の関係性について検討する必要がある。

IX 制度・装置

総括的意見

- 自治基本条例が規定する市民自治の理念を実現し、市民の権利を保障するために、行政制度やその基本原則を定める必要があります。

1 評価制度

総括的意見

- 政策、施策、事業などの「企画」「実施」「評価」のサイクルの中で、その達成度などを評価するという政策評価の原則を規定する必要があります。
- この原則には、評価の対象、評価の指標・基準、評価主体、評価結果の公表などを定めるべきであると考えますが、具体的な内容については、今後検討していく必要があります。

主な個別意見

- ・総合計画や具体的な施策・事業の「企画」「実施」「評価」「改革」のサイクルを確立することなどを定めた政策評価の原則を全庁共通のシステムとして定めるべき。
- ・企画、実施、評価の仕組みが必要である。

2 情報公開制度

総括的意見

- 市民自治を実践していくには、その前提として行政が保有する情報の公開とともに、市民との情報の共有を図っていくことが必要です。
- このため、意思決定に係る情報、市民の判断材料となる情報、市民と行政の協働を実践するための情報等の公開、情報の共有化、そして行政の説明責任に関する原則を定めるとともに、多様な情報提供の手段を規定する必要があります。
- 具体的な仕組みについては、現行の情報公開制度の運用の検証とともに、市民が使いやすい情報公開制度のあり方について議論を重ね、検討していく必要があります。

主な個別意見

- ・行政の説明責任と意思決定に係る情報や市民の判断材料となる情報、市民と行政の協働（パートナーシップ）を実践するための情報等の公開、共有化に関する原則を定めるべき。
- ・情報を積極的に公開し、情報の共有を図る
- ・多様な情報提供の手段を検討すべき。
- ・「公開する情報の内容」をどのように定めるべきか検討すべき（財政・予算、監査、会議、市民団体等に関する情報）。
- ・アクセスしやすい情報提供システムなど「情報提供の手段」について検討すべき。
- ・個人情報保護すべき。

3 住民投票制度

総括的意見

- 現行の地方自治制度では、首長、議会の二代表制という間接民主制が採用されていますが、市政の重要な政策については住民の意思を直接問う住民投票制度が各地で実施されています。この住民投票制度については、そのあり方等を含め検討する必要があります。

主な個別意見

- ・争点が生じた場合に備えて、制度をつくって（条例に盛り込んで）おいた方がよい。
- ・投票以前の十分な審議、情報共有が必要である。
- ・間接民主主義との関係や衆愚政治に陥る可能性があることなどが懸念されるため、住民投票をしなくても、市民の合意が得られる仕組みづくりが重要と考えられる。
- ・現行地方自治制度は首長、議会の二代表制を採用しているが、事案によっては住民の意思を直接的に問うことにより、より一層的確に住民の意思を市政に反映させる住民投票制度の是非について検討する必要がある。

4 財政運営

総括的意見

- 収入の確かな予測に基づき、公平で効率的な予算執行に努めることにより、次世代に負担を残さない、健全な財政運営を行う原則を規定する必要があります。
- 予算の編成、執行、決算など財政運営に関する情報を市民に分かりやすいかたちで提供する必要があります。
- 国等からの税源移譲を推進し、自立的な財政システムを構築する必要があります。

主な個別意見

- ・収入の確かな予想に基づき、健全な支出に重点を置く財政運営の原則を定めるべき。
- ・公平で、効率的に予算執行する。
- ・自己責任を全うし得る（次世代に負担を残さない）自己財源の充実を謳うべき。
- ・計画において財源と用途を明確化すべき
- ・バランスシートの作成など市民に分かりやすい財務情報を開示する。
- ・予算の編成、執行の情報を開示する。
- ・協働により、財政負担を軽減する。
- ・国からの税源移譲により、自立的な財政システムを構築する

5 住民救済制度

総括的意見

- 行政の高度化、複雑化にともない、行政運営の過程で生ずる市民の不利益を簡易・迅速に救済する仕組みのあり方や、社会経済環境の変化、権利の複雑化に対応した多様な市民の権利を擁護する仕組みについて検討する必要があります。
- 市民オンブズマン制度などの苦情処理制度、人権オンブズパーソン制度などの住民救済制度を明確に位置づけることが必要です。
- 現行制度の運営の改善や拡充などについては、現行制度の検証の中で検討していく必要があります。

主な個別意見

- ・人権オンブズパーソン制度、市民オンブズマン制度といった現行の住民救済制度、苦情処理制度の位置づけを明確化にするとともに、それを有効に機能させるための仕組みや課題発見型オンブズマン機能の強化、区役所への窓口の設置など機能の拡充について検討すべきである。
- ・事業者オンブズマン、福祉オンブズマン、身近な救済窓口、第三者機関の設置など、さらなる救済機関の設置について検討する必要がある。

6 広聴制度

総括的意見

- 多様化する市民ニーズに対応した市政運営を行っていくためには、市民の意向を十分に聴くことが求められています。
- 現行の広聴制度とともに、条例や計画等に対する市民意見を反映するパブリックコメント制度について定めることが必要です。
- パブリックコメントの具体的な仕組み、さらに電子会議室その他の広聴制度の拡充については今後検討していく必要があります。

主な個別意見

- ・計画等に対して市民意見を反映するためのルール、仕組みとして、パブリックコメントの原則を定める必要がある。
- ・パブリックコメントで寄せられた意見に対して応答義務を果たす必要がある。
- ・パブリックコメント制度のあり方、仕組みとともに、これ以外にどのような広聴制度が求められるか検討すべき。
- ・新しい発想で広報・公聴を行う。

X 条例の見直し規定

1 条例の見直し規定

総括的意見

- 自治の根幹を定める自治基本条例であっても、社会情勢の変化に応じて、その内容の妥当性を常に検証していく必要があり、条例の見直し規定を設ける必要があります。
- その手続、期間などについては今後検討していく必要があります。

主な個別意見

- ・時代の変化に対応できる柔軟な条例とするためにも、条例の見直し規定を設けるべき。
- ・見直し期間、見直しの手続きをどのように定めるべきか検討する必要がある。

XI 条例の実効性を高める仕組み・ルール

1 条例の実効性を高める仕組み・ルール

総括的意見

- 市民自治のルールを定める条例として、市民が使いやすい制度とともに、市民が実際に活用できる仕組みを規定する必要があります。
- 具体的な仕組みについては今後検討していく必要があります。

主な個別意見

- ・実効性のある条例にするために、条例をバックアップする仕組みを規定することが必要である。
- ・条例の実効性を高めるために、必要な仕組み・ルールを設けるべき。